

市政 トピックス

高浜市長選挙・ 高浜市議会議員 補欠選挙 立候補予定者 説明会

8月30日(日)執行予定の高浜市長選挙・高浜市議会議員補欠選挙の立候補予定者説明会を開催します。
 とき 7月14日(火) 午前10時
 ところ 市役所4階第2会議室
 問合せ先

市選挙管理委員会(文書管理グループ内)
 ☎52-11111(内線366)

消費生活相談 労働相談

相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。
 ところ 市役所1階相談室

●消費生活相談

悪徳商法や商品・サービスに関する消費生活上のトラブルを解決するため、専門の相談員が相談に応じて、助言などを行ないます。
 相談日 毎月第2金曜日 午後1時～4時

●労働相談

職場での悩みごと、困りごとなどあらゆる労働問題に因えるため、労働相談窓口を開設しています。
 相談日 毎月第2水曜日 午後1時～4時

問合せ先

市役所市民生活グループ
 ☎52-11111(内線265・269)

後期高齢者福祉医療費 受給者証を更新

後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方で、有効期限が今年7月31日(金)までとなっている方は、更新の手続きが必要です。

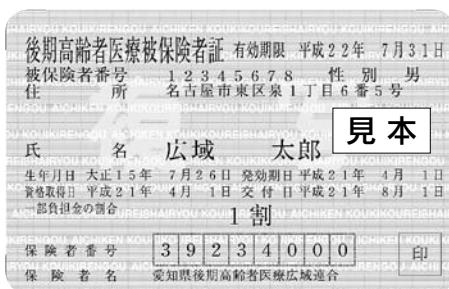
該当する方には、6月下旬に後期高齢者福祉医療費受給者証更新申請書をお送りしますので、必要

事項を記入して必ず7月15日(水)までに返送してください。

返送期日が遅れると、有効期限の日までに新しい後期高齢者福祉医療費受給者証を送付できませんのでご注意ください。

問合せ先

市役所市民窓口グループ
 ☎52-11111(内線227・217)



保育園保育料の改正

7月分保育料より算定基礎となる所得税額を平成19年分から平成20年分に変更します。

また、保育料月額表の一部を改正します。

改正点

兄弟姉妹のいる家庭の保育料(多子軽減)
 同一世帯から3人以上同時に保

育園、幼稚園などに入園している場合、保育料は次のように変わります。

【現在】

3人目以降の保育料は10分の1に軽減されています。

【平成21年7月分より】

3人目以降の保育料は無料となります。

◆第3子以降の3歳未満児保育料

無料化については、次のとおり

(※)すでに実施しています。

※園児の属する世帯が、満18歳未満の児童を3人以上養育している場合に、出生の早い順から数えて第3番目以降の3歳未満児の保育料は無料です。

問合せ先

市役所子育て施設グループ
 ☎52-11111(内線316)

